

ひょうごブランド商品（生芋こんにやく）審査基準

（適用の範囲）

第1 この基準は、生芋こんにやくに適用する。

（定義）

第2 この基準において、生芋こんにやくとは、こんにやく生芋に一定量の水を加えながらすり潰し、凝固剤を添加したのち、湯煮して固めたものをいう。

（使用原材料）

第3 原材料のこんにやく芋は、兵庫県内で生産されたものであること。

（品質）

第4 品質については、次のとおりとする。

- (1) 口あたり、歯ごたえ、色沢及び形態が良好であること。
- (2) 異味異臭がないこと。
- (3) 異物が混入していないこと。
- (4) 内容量は、表示重量に適合していること。
- (5) 食品添加物以外の原材料については、こんにやく芋以外のものを使用していないこと。
- (6) 凝固剤等の食品添加物は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）で使用が認められているもの以外を使用しないこと。
- (7) 水の使用量は、こんにやく芋1に対し4以下としていること。

2 品質は、県立農林水産技術総合センター又は民間検査機関における審査で、良好な状態のものであることが確認できること。

（保管施設）

第5 原材料、包装資材等の保管施設は、作業場と一定の仕切りをもって独立しているものであって、それらの品質を良好に保持できるものであること。

（表示の方法）

第6 名称の表示は、「生芋こんにやく」と記載すること。

（任意付加価値表示）

第7 「この製品は、兵庫県産のこんにやく芋を使用しています。」等と記載することができる。

第8 この基準に定めるもののほか、「加工食品（共通）審査基準」の安全性の確保及び安心感の醸成に定める事項を満たしていること。